

県条例・規則改正のポイント

目次

- p. 2 各障害福祉サービス事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の改正ポイントについて
- p. 8 障害者総合支援法施行規則等および滋賀県障害者総合支援法施行細則等の改正ポイントについて
- p. 19 就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業の実施について

各障害福祉サービス事業の従業者なら びに設備および運営に関する基準等を 定める条例の改正ポイントについて

【改正について】

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）等が改正されたため、県の関係基準条例の改正を行いました。これに伴い、サービス提供にあたり実施しなければならない事項が追加されましたので、その内容についてお伝えします。

改正条例一覧

- ① 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月29日条例第6号)
- ② 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月29日条例第7号)
- ③ 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日条例第64号)
- ④ 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例(昭和39年3月31日条例第37号)
- ⑤ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月29日条例第8号)
- ⑥ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月29日条例第9号)
- ⑦ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年3月29日条例第10号)
- ⑧ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年3月29日条例第11号)
- ⑨ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年3月29日条例第12号)
- ⑩ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年3月29日条例第13号)

【障害児サービスで留意すべき条例】

児発、児発センター、放デイ、居宅訪問型児発、
保育所等訪問…①、③
児童入所施設(福祉、医療両方)…②、③
信楽学園、近江学園…④

【障害者サービスで留意すべき条例】

訪問系サービス、通所サービス、GH…⑤、⑦
施設入所…⑥、⑩

改正のポイント：障害児 1/2

➤ 利用者およびその保護者の意思を尊重すること（全サービス共通事項）

影響…個別支援計画等について、下以下の3点を要件として追加

- ・年齢、発達の程度に応じて、意見、最善の利益の考慮および心身の育成に適切な支援の内容を検討
- ・個別支援会議では、利用者およびその家族の意見が尊重される体制を確保した上で実施
- ・作成後の**計画の交付対象者に指定障害児相談支援事業者を含む**（指定通所支援のみ）

➤ 質の高い発達支援の提供の促進（全サービス該当事項） 【一部経過措置あり】

【指定通所支援】

- ・サービスの種類により**以下の内容を踏まえた支援内容を策定・公表※**して支援を提供
 - 心身の健康等に関する領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）
対象サービス：児発、放デイ、居宅訪問型
 - 地域社会への参加等の促進
対象サービス：児発、放デイ、保育所等訪問
- ※児発、放デイ、居宅訪問型における支援内容の策定・公表は令和7年3月31日までは努力義務
令和7年4月1日から、策定・公表が未実施の事業所に対して減算が適用
- ※保育所等訪問は、策定は努力義務、公表の実施は求めない
- ・自己評価の評価対象者の追加および公表方法の明確化
児発・放デイ…同事業所の従事者 保育所等訪問…訪問先事業所の従事者

【指定入所施設等】

- ・**15歳以上**の入所児童に対して、個別支援計画とは別に**移行支援に係る計画を作成**
- ・小規模による実施を促すため、施設内を良好な家庭的環境に整備するよう努める

改正のポイント：障害児 2/2

➤ 児童発達支援の一元化および児童発達支援センターにおける3類型の区分の一元化（児童発達支援）

- ・ 障害特性に関わらず、身近な地域で支援を受けられる体制を整備
 - ①児童発達支援および児童発達支援センターの類型（福祉・医療）をそれぞれ一元化
 - ②福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分
- ※主として重症心身障害児を受け入れる児発および放デイの規定は従来どおり適用（継続）
- ・ 旧基準に基づく支援を可能とする経過措置は以下のとおり
 - 人員配置に関する規定…令和9年3月31日まで
 - 設備基準に関する規定…当分の間

➤ 管理者の配置要件の緩和（児発、放デイ、居宅訪問型、保育所等訪問）

- ・ 「同一敷地内に限る」から「他事業所との兼務を可能」に緩和

➤ 感染症発生時の医療機関との連携（入所支援施設）

- ・ 新興感染症発生時を見据え、協力医療機関とは別に第2種協定指定医療機関との協議を努力義務とする。
- ・ 協力医療機関が第2種協定指定医療機関の場合は義務とする（現状、減算規定なし）。

➤ 福祉型障害児入所施設のみなし特例の廃止（福祉型障害児入所施設）

- ・ 該当施設を指定障害者支援施設とみなす特例が令和6年3月31日で終了
- ※18歳を超える児童については、児童福祉法に基づき本人の申告により20歳までの延長が可能。また、20歳を超える場合は協議会の開催により22歳までの延長が可能

➤ 児童福祉施設の種類の区分に里親支援センターを追加

- ・ 設備基準や職員配置基準等、同センターに必要な規定を整備

改正のポイント：障害者 1/2

➤ 利用者の意思決定を尊重すること（全サービス共通事項）

影響…個別支援計画等について、以下の4点を要件として追加

- ・課題把握時に適切な支援を行うため、意思および選好ならびに判断能力等について把握
- ・自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、意思決定が困難な場合は配慮に努める
- ・個別支援会議には、**利用者も参加**し、生活に対する意向等を改めて確認
- ・作成後の**計画の交付対象者**に**指定特定相談支援事業者等を含む**

➤ 支援の質の確保（GH、施設入所支援）【②から④：令和7年3月31日まで努力義務】

- ① 入所者等の地域生活への移行に関する意向を把握し、適切な支援を実施
 - ② 利用者、その家族、地域住民の代表者等により構成される協議会※の開催
 - ③ 上記協議会の構成員に対して、事業所の見学会を実施
 - ④ ②および③は、おおむね1年に1回以上実施し、その内容を記録・公表する
 - ⑤ ②から④までと同様の内容を実施していると県が認めた場合は、適用しない
- ※日中サービス支援型が受けている**自治体主催の協議会を充てることはできない**。
- ⑥ 感染症発生時の対策を協力医療機関とは別に第2種協定指定医療機関と協議するよう努める。
協力医療機関が第2種協定指定医療機関に該当する場合は協議を実施すること。

➤ 地域移行の促進（施設入所支援）【令和8年3月31日までは努力義務】

施設入所支援は上記「支援の質の確保」に加え、地域移行を促進するため以下の4点を実施※すること

- ・設置者は、利用者の地域生活への移行等を円滑に実施するために、必要な措置を実施
- ・上記意向を把握するための担当者（**地域移行等意向確認担当者**）を選任
- ・個別支援計画は、地域移行等意向確認担当者の意見を踏まえて作成
- ・地域移行等意向確認担当者は、利用者の地域生活への移行に向けて、必要な支援に努める

※令和8年4月1日から、未実施の場合、減算が適用

改正のポイント：障害者 2/2

➤ 就労選択支援の円滑な実施（新規サービス）【令和7年10月 施行予定】

- ・ 就労移行支援や就労継続支援の利用申請前に、原則として利用するサービスとして設置されることを受け、その円滑な事業実施に向けて就労選択支援の人員や設備等の基準を新たに規定
例：利用定員10名以上、最低人員：管理者1名 就労選択支援員1名以上 等
- ・ 就労系サービスにおいて、就労選択支援に関する情報を利用者に提供する規定を追加

➤ 自立訓練（機能訓練）の充実（生活介護、自立訓練（機能訓練））

利用者が機能訓練を受けることができるよう実施主体を拡大する等、サービスの充実を図る

- ① 人員配置基準に言語聴覚士を追加（取扱は理学療法士および作業療法士と同様）
- ② 実施主体に介護保険の通所リハ事業者、病院または診療所を追加し、各々が満たすべき基準を追加
- ③ 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を実施する指定通所リハ事業者が満たすべき基準を追加

➤ 管理者の配置要件の緩和（訪問系サービス）

- ・ 「同一敷地内に限る」から「他事業所との兼務を可能」に緩和

➤ 就労継続支援B型の工賃の支払に関する規定の追加（就労継続B型）

- ・ 就労継続A型同様、災害等の理由を除き、原則、自立支援給付を充ててはならない規定を追加

➤ 自立生活支援の事業実施にかかる要件の緩和（自立生活支援）

- ・ サービス管理責任者の配置規定の緩和および実施主体の規定の削除
- ・ 支援の方法に、テレビ電話装置等を用いることを可能とする規定の追加

➤ 就労移行支援の定員変更（就労移行支援）

- ・ 現行の20名から10名に変更（県条例に定める3年間の特例対象から削除）

障害者総合支援法施行規則等および 滋賀県障害者総合支援法施行細則等 の改正ポイントについて

【改正の経緯】

- ・改正障害者総合支援法等が令和6年4月1日から施行されるため
 - ・新たなサービスとして就労選択支援が追加されたため
- なお、就労選択支援に関する規定については、施行日が令和7年10月を予定しているため、障害者総合支援法施行規則および下記①の施行細則は2段階改正となります。
-

【該当法規】

- ① 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年4月1日規則第50号)
- ② 滋賀県児童福祉法施行細則(昭和61年4月1日規則第28号)
- ③ 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例施行規則(昭和63年10月1日規則第68号)

県の細則に追加となる規定案（市町の意見申出） 1 / 3

- 指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業または障害児通所支援事業の指定または更新において、関係市町は指定権者（県）に対して**意見の申し出が可能**となる。

【申請の流れ】



①通知届出書※の提出（各市町）

- 意見申出の対象となるのは、県が指定する障害福祉サービス、一般相談支援および障害児通所支援の事業所（以下「障害福祉サービス等」という。）が置かれる市町（**隣接、支給決定市町は対象外**）。
- **各市町は、事前に**指定・更新時に意見照会通知書が必要な障害福祉サービス等を記載した**通知届出書を提出**する。
- 通知届出書を提出した市町は、その旨を公報やインターネット等を利用して周知する。

②指定・更新の申請（各事業者）

- **該当事業者**が意見照会通知書を要する市町で事業の指定・更新を受ける場合は、**事前協議時・更新時（以下「事前協議時等」という。）に意見照会通知書を併せて提出**する。

③意見照会通知書※の発出

- 県は、事前協議時等に受理した意見照会通知書の内容を確認し、該当市町に発出する。

④意見申出書※の提出

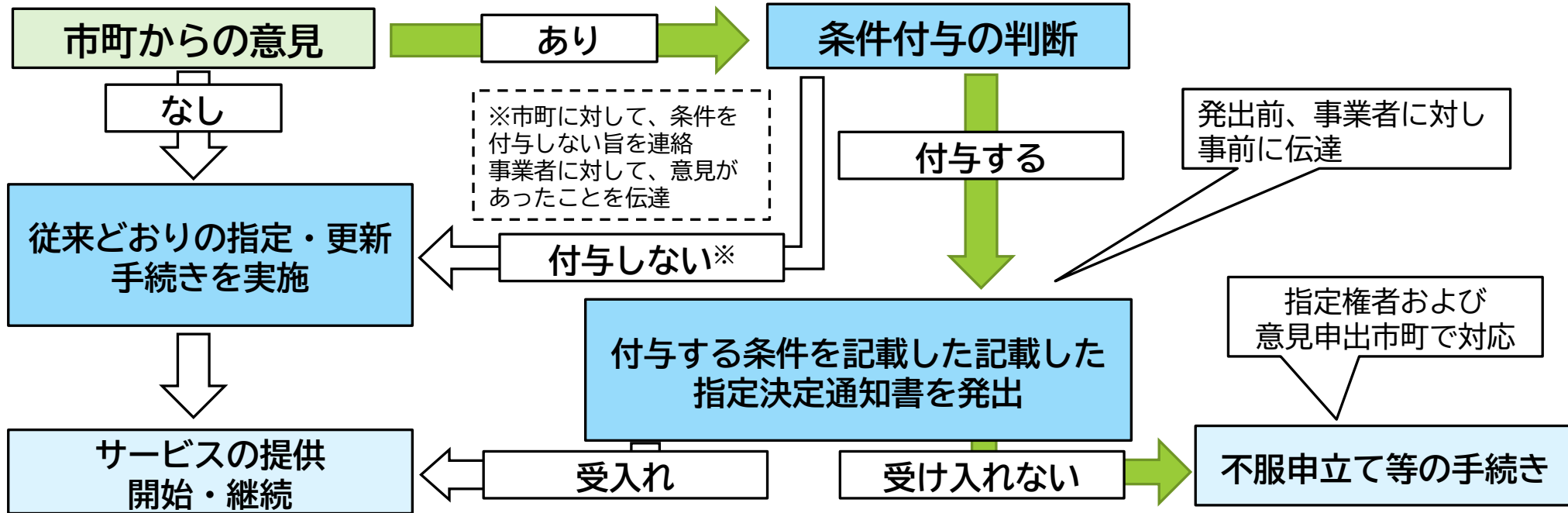
- 指定・更新に対し、各市町の障害福祉計画に基づき意見を申し出る場合は、**意見照会通知書の発出から14日以内に提出**する。
- 規則より、意見の申し出は、原則、当該障害福祉計画に基づくものでなければならない。

⑤条件の付与

- 県は、指定・更新時に**市町からの意見が正当であると認めるときは、事業者に対して条件を付与※**する。

- 各市町における通知届出書の提出時期
事前調査同様、**改めて「意見照会通知書」の有無について照会**を実施するため、その時に「通知届出書」を提出いただく予定（近日中に実施予定）
- 事業者が意見照会通知書を提出するタイミング
（該当する場合）事前協議時および指定更新時に提出
なお、意見照会通知書の提出が必要な市町の一覧を県HPに記載予定
- 意見申出書の内容および付与された条件の法的拘束力について
 - 意見申出書の内容については、**原則、各市町が定める障害福祉計画に基づくもの**を想定しているが、それ以外でも可能※とする。
 - 条件の付与は、事業実施を前提としており、事業所自体の設置を認めない旨の条件は、**原則、対象外**とする。
 - 事業者に対して**意見を付与するかの最終判断は、指定権者（県）**が行う。条件を付与された事業者は、その条件を満たす必要が生じる。
 - 事業者が付与した条件を満たさない場合、**指定を取り消す可能性**がある。
（改正障害者総合支援法第50条第1項第2号）
 - 事業者からの不服申立て等が発生した場合、県、意見を申し出た市町および事業者の三者で方針を対応することを想定している。

【意見申出の実施を表明している場合のフロー図および今年度の取扱】



【事業者から意見照会通知書の提出を求める取扱いについて】

事前協議は通常、3か月以上前に実施

⇒規則が施行される **4月1日以降に事前協議を実施する事業者を対象**

例：6月1日指定で事前協議を3月中に実施している事業所…**対象外**

7月1日指定で事前協議を3月中に実施している事業所…**対象外**

7月1日指定で事前協議を4月以降に実施する事業所 …対象

8月1日指定で事前協議を5月以降に実施する事業所 …対象

県の細則に追加となる規定案（通知届出書 様式案）

様式第●号（第2条の2関係）

通 知 届 出 書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者 市町長名

次のとおり通知の求めおよび通知を求める際の伝達内容について届け出ます。

対象となる障害福祉サービスの種類	通知の求め 指定 更新	対象となる区域	対象となる期間
居 宅 介 護			
重 度 訪 問 介 護			
同 行 援 護			
行 動 援 護			
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援			
療 養 介 護			
生 活 介 護			
短 期 入 所			
自 立 訓 練（機 能 訓 練）			
自 立 訓 練（生 活 訓 練）			
就 労 選 択 支 援			
就 労 移 行 支 援			
就 労 維 続 支 援 A 型			
就 労 維 続 支 援 B 型			
就 労 定 着 支 援			
自 立 生 活 援 助			
共 同 生 活 援 助			
地 域 移 行 支 援			
地 域 定 着 支 援			
そ の 他 必 要 な 事 項			
伝 達 内 容 の 周 知（公 表）方 法			

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
 2 「通知の求め」の欄は、県からの通知が必要なものに○をしてください。
 3 「対象となる区域」は届出市（町）の全域または特定の場所を記載してください。
 4 「対象となる期間」は届出市（町）の障害福祉計画の次回更新年度を超えない範囲で記載してください。

様式第●号（第9条の2の2関係）

通 知 届 出 書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者 市町長名

次のとおり通知の求めおよび通知を求める際の伝達内容について届け出ます。

対象となる障害福祉サービスの種類	通知の求め 指定 更新	対象となる区域	対象となる期間
児 童 発 達 支 援			
放 課 後 等 デ ィ ャ ー ビ ス			
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援			
保 育 所 等 訪 問 支 援			
そ の 他 必 要 な 事 項			
伝 達 内 容 の 周 知（公 表）方 法			

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
 2 「通知の求め」の欄は、県からの通知が必要なものに○をしてください。
 3 「対象となる区域」は届出市（町）の全域または特定の場所を記載してください。
 4 「対象となる期間」は届出市（町）の障害福祉計画の次回更新年度を超えない範囲で記載してください。

県の細則に追加となる規定案（意見照会通知書 様式案）

様式第●号（第2条の2関係）

意見照会通知書

年 月 日

(宛先)

関係市町長

滋賀県知事

指定障害福祉サービス事業者の指定または更新における意見照会について次のとおり通知します。

		事業所指定・更新番号		
障害福祉サービスの種類		多機能・共生型		実施の有無
申請者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー)		
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ氏名	
	代表者の住所	(郵便番号 ー)		
事業者指定	代表者の生年月日	年 月 日		
	主たるフリガナ			
	主たる事業所(施設)の所在地	(郵便番号 ー)		
	従たるフリガナ			
	従たる事業所(施設)の所在地	(郵便番号 ー)		
更新	指定(指定の更新)申請をする事業の開始(更新)予定年月日	利用者の推定数 ^{※1,3}		
	運	事業の目的および運営の方針		
	営	従業者の職種、人数および職務の内容		
	規	営業日および営業時間		
	程	利用対象市町ごとの利用定員		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

- 申請事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときに記載します(指定一般相談支援事業に関しては不要です)。なお、従たる事業所が2箇所以上の場合は行を追加してください。
- 「利用者の推定数」は、療養介護、生活介護、短期入所(併設事業所において行います。)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助または共同生活援助に限り、ます。
- 通知の日から14日以内に意見の申出をしてください。

様式第●号（第9条の2の2関係）

意見照会通知書

年 月 日

(宛先)

関係市町長

滋賀県知事

指定障害児通所支援事業者の指定または更新における意見照会について次のとおり通知します。

		事業所指定・更新番号		
障害福祉サービスの種類		多機能・共生型		実施の有無
申請者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー)		
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ氏名	
	代表者の住所	(郵便番号 ー)		
事業者指定	代表者の生年月日	年 月 日		
	①フリガナ			
	①事業所の所在地	(郵便番号 ー)		
	②フリガナ			
	②事業所の所在地	(郵便番号 ー)		
更新	指定(指定の更新)申請をする事業の開始(更新)予定年月日	利用者の推定数 ^{※1,3}		
	運	事業の目的および運営の方針		
	営	従業者の職種、人数および職務の内容		
	規	営業日および営業時間		
	程	利用対象市町ごとの利用定員		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

- 申請事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときに記載します。多機能型で同一の敷地内で実施する場合は不要です。なお、該当事業所が2箇所以上の場合は、行を追加してください。
- 「利用者の推定数」は、児童発達支援または放課後等デイサービスに限り、ます。
- 通知の日から14日以内に意見の申出をしてください。

県の細則に追加となる規定案（意見申出書 様式案）

様式第●号（第2条の2関係）

意見申出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申出者 市町長名

指定障害福祉サービス事業者の指定または更新における意見の申出について次のとおり提出します。

意見照会通知書の事業所指定・更新番号	
意見対象となる障害福祉サービスの種類について	
知事が法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者または法第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定またはその更新を行うにあたって条件を付すことを求める旨およびその理由	
上記条件の内容	
その他必要な事項	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

- 意見照会通知書の通知の日から14日以内に当該意見申出書を提出してください。
- 必要に応じて、条件を付す理由の根拠書類を添付してください。

様式第●号（第9条の2の2関係）

意見申出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申出者 市町長名

指定障害児通所支援事業者の指定または更新における意見の申出について次のとおり提出します。

意見照会通知書の事業所指定・更新番号	
意見対象となる障害福祉サービスの種類について	
知事が法第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定またはその更新を行うにあたって条件を付すことを求める旨およびその理由	
上記条件の内容	
その他必要な事項	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

- 意見照会通知書の通知の日から14日以内に当該意見申出書を提出してください。
- 必要に応じて、条件を付す理由の根拠書類を添付してください。

県の細則に追加となる規定案（指定通知書 様式案）

滋 障 福 第 号
令和 6 年 (2024 年) 月 日

事業所名
代表者名 様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について (通知)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項に基づく指定障害福祉サービス事業者として、別添指定書のとおり指定しましたので、通知します。

※ 条件を付する場合は以下を追加。

なお、同法第 36 条第 8 項の規定に基づき、本指定について、以下の条件を付することとします。

【条件】

不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に知事に対し審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に係る裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に滋賀県を被告として (滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。この処分についての取消しの訴えは、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することはできませんが、次の場合は、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、裁判があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分 (審査請求に対する裁判) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した

後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- (1) 審査請求をした日 (行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合には、当該不備を補正した日) の翌日から起算して 50 日 (50 日以内に同法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合には、70 日) を経過しても裁判がない場合
- (2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合
- (3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由がある場合

指定後に各事業者へ送付している通知文に条件を付与する場合は、「【条件】」という項目および「不服申し立ておよび取消訴訟」の規定を追加することを想定しています。
※現在、法規関係の部署と協議中のため、お示ししている様式や運用が変更となる可能性があります。

障害者総合支援法施行規則関係 1/2

➤ 就労移行および就労継続に関する対象者の追加等（法第5条第13、14項、第23条関係）

- **利用該当者**について、次の2項目が追加
「通常の事業所に新たに雇用された後に労働時間を延長する者」「休職から復帰する者」
- 追加される利用該当者（上記の方）の支給決定期間が追加（既存の事由による利用者は対象外）
有効期間：1か月から6か月の範囲内で市町が定める期間

➤ GHの支援内容の拡大（法第5条第17項関係）

- GHからの移行もしくは移行後の支援について、**次の2点およびそれらに係る援助の規定が追加**
「居宅における自立した日常生活への移行等の定着に関する相談」「住居の確保に係る援助」

➤ 指定更新時、事業所の情報公表実施の確認（全サービス該当）（法第76条の3関係）

- 指定の更新時に県および大津市は「情報公表対象サービス等」において情報の公表を確認する
→事業所については情報公表対象サービス等にて公表を行う必要あり

➤ 介護老人保健施設が短期入所を実施する場合の資料の省略（法第36条第1項関係）

- すでに県から指定を受けている介護老人保健施設については、短期入所の指定申請時に必要な書類のうち、該当する書類を省略することができる。
→現状、指定担当課および指定時の書類保存方法から省略は行わない

➤ 地域生活支援拠点等が対処・備える事態の追加（法第77条第3項第1号関係）

- 地域での生活に移行することを希望する障害者等（地域生活障害者等）を支援するべき緊急の事態について、その具体的内容として、次の2項目が追加
「障害の特性に起因して生じたもの」「地域生活障害者等の介護を行う者が、障害・疾病等のため、支援をすることができない状況または地域生活障害者等が安心して生活を送ることが困難な状態」

➤ 就労選択支援の創設

- 就労選択支援の創設に伴い、以下のとおり障害者総合支援法施行規則に定義が追加されるが、「滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」に関連する事項の追加はない（令和6年3月22日、集団指導時点）。

【対象者】

- 就労移行または就労継続を利用する意向を有する者または現に当該支援を利用している者

【サービス内容】

- 利用者の情報として、以下の内容を把握すること
「障害の種類・程度」「就労に関する意向・経験・配慮・支援内容」
「就労先に求める適切な環境」「その他適切な選択のために必要な事項」
- 障害福祉サービス事業者、特定相談支援事業者、公共職業安定所、障害者職業センター・生活支援センター、教育機関、医療機関等との連絡調整
- その他必要な支援

【指定申請・更新等の方法】

- 滋賀県ホームページに記載する手引きを基に、滋賀県障害者総合支援法施行規則に定める様式等を使用すること。

児童福祉法施行規則関係

- 指定更新時、事業所の情報公表実施の確認(全サービス該当) (法第33条の18第1項関係)
 - 指定の更新時に県および大津市は「情報公表対象サービス等」において情報の公表を確認する
→事業所については情報公表対象サービス等にて公表を行う必要あり

- 指定障害児通所支援事業所の指定または更新における関係市町の意見申出について (法第21条の5の15第6、7項関係) →スライド2参照

就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業の実施について

令和6年3月22日

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

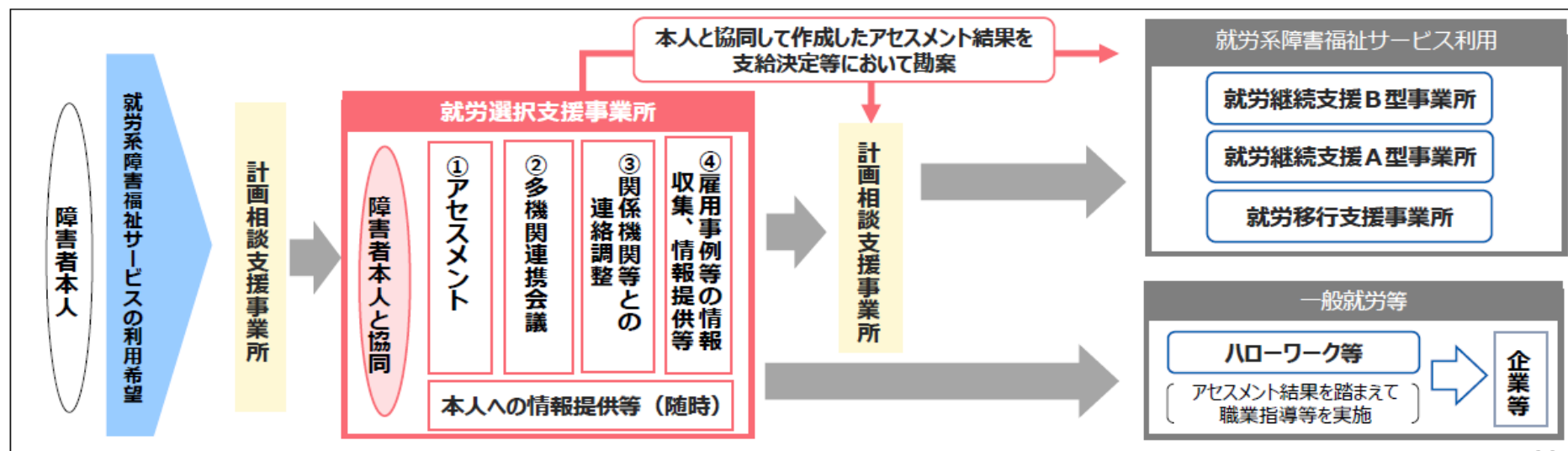
基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/月

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員** 15：1以上
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

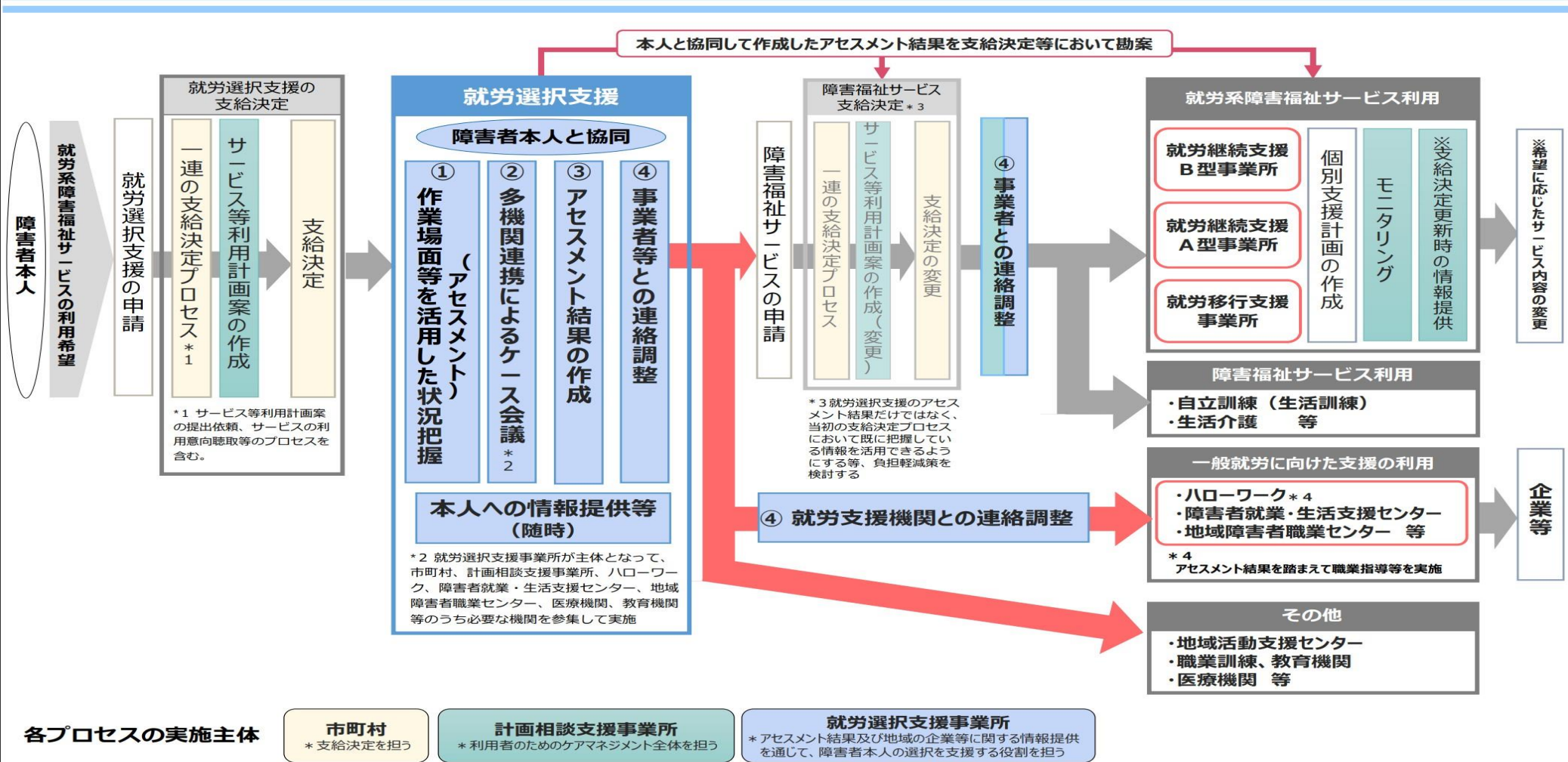


特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

就労選択支援の基本プロセスについて

(参考資料①)



※厚生労働省、子ども家庭庁 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム (第42回, R5.11.15) 資料1

地域の連携による就労アセスメント支援の実践に関するモデル事業

1 事業の目的

就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につながるよう、就労アセスメント（※）の手法を活用して必要な支援を行う新たなサービス（就労選択支援（仮称））の創設が検討されている。今後の円滑な制度の運用に資するよう、多機関連携の在り方などをはじめとして、各地域の実情に応じた効果的な実施方法等の構築に向けて、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集する。

※就労アセスメント：本人の就労能力や適性の客観的な評価を行うとともに、本人と協同して就労に関するニーズ、強みや職業上の課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮を整理することを含むもの

2 事業のスキーム



3 事業の概要

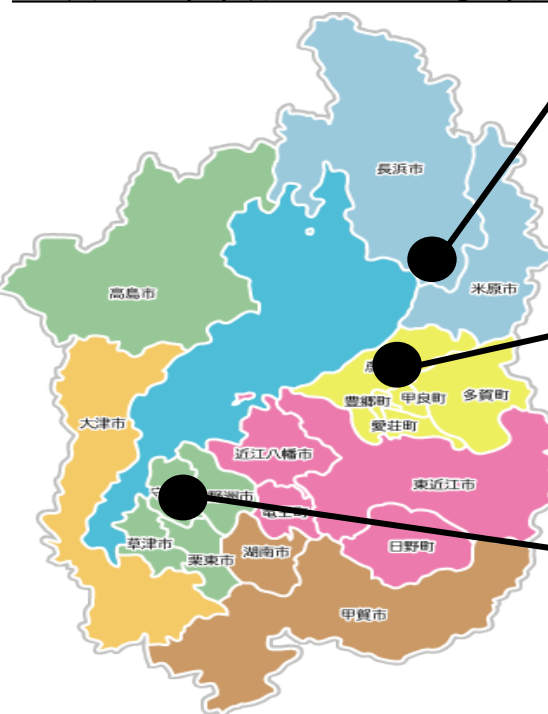
- 人口規模の異なるモデル地域を3カ所程度選定し（指定都市、中核市、一般市）、就労系障害福祉サービスの利用を希望する者（既に利用しており支給決定の更新を希望する者を含む）のうち、アセスメントの実施を希望する者に対して、就労移行支援事業所等がアセスメントや就労に関する情報提供などの支援を実施。
- アセスメント結果の整理を行うため多機関連携によるケース会議を実施し、その結果を利用希望者に対して提示。
- 最終的なサービス等の選択への効果を検証。
- アセスメントの実施期間やケース会議の持ち方など、運用面での課題を把握。
- 実施地域において事例や成果を周知するためのセミナーを開催。
- 事例や成果を国に報告し、自治体に周知。

4 実施主体

- ◆ 実施主体：民間事業者
- ※関係団体、コンサル、シンクタンク等への委託による実施を想定

3. 滋賀県のモデル事業の取組について

○次の3圏域でモデル事業所を選定して実施。



①湖北圏域 (米原市、長浜市)

・面積 931.41 km² ・人口 146,484 人

事業名	就労移行	継続A型	継続B型	就労定着
事業所数	2	9	19	3

②湖東圏域 (彦根市、多賀町、豊郷町、甲良町、愛荘町)

・面積 392.04 km² ・人口 152,959 人

事業名	就労移行	継続A型	継続B型	就労定着
事業所数	5	4	21	3

③湖南圏域 (草津市、守山市、栗東市、野洲市)

・面積 256.39 km² ・人口 352,181 人

事業名	就労移行	継続A型	継続B型	就労定着
事業所数	12	15	52	6

○実施スケジュール



3. 滋賀県のモデル事業の取組について

①湖北圏域（米原市、長浜市）

○湖北圏域について

・面積 931.41 km² ・人口 146,484 人

・就労系障害福祉サービス事業所数

事業名	就労移行	継続A型	継続B型	就労定着
事業所数	2	9	19	3

○モデル事業所

社会福祉法人あせんがるおーる 就労支援センターあっぱーと（移行・定着）

株式会社CLUBMAISON スマイルカレッジ（移行・定着）

社会福祉法人湖北会 ワークスさぼてん（B型・定着）

○実施内容の特徴

各モデル事業所が個別に必要な関係機関を集めてケース会議を行うパターン（個別のケース会議）と、モデル事業所3カ所をはじめとする圏域全体の関係機関が集まりケース会議を行うパターン（全体のケース会議）の2パターンを実施して**ケース会議の持ち方の違いを検証**。

3. 滋賀県のモデル事業の取組について

①湖北圏域（米原市、長浜市）

○実施ケースの概要

・個別のケース会議

モデル事業所が個別に関係機関（3機関以上）と調整を行いケース会議を実施。
※中立性を担保するため、直接支援に関わりのない機関にも参加を求めた。

対 象 者：就労移行支援利用者、就労継続支援B型利用者、特別支援学校生徒、行政への相談者

活 用 シート：従来のシート、就労支援のためのアセスメントシート（JEED）

会議参加機関：ナカポツ、計画相談支援、特別支援学校、職業センター、行政、本人、家族
（ケースごとに参加機関は異なる）

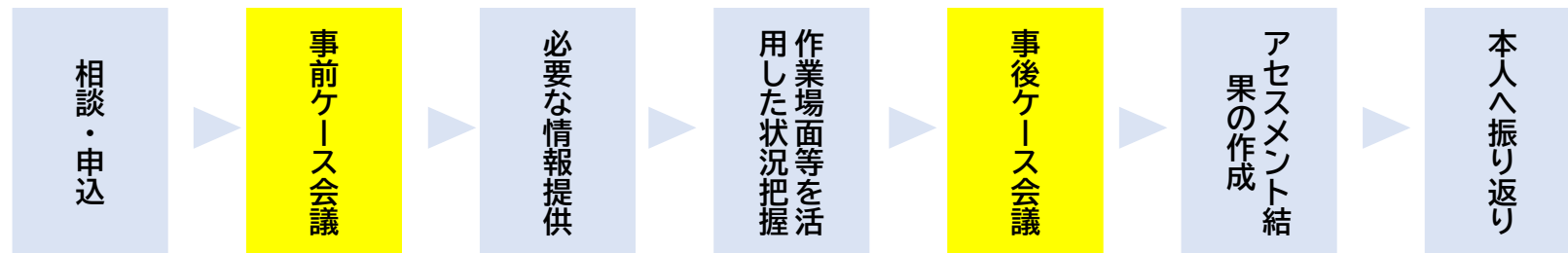
・全体のケース会議

圏域全体の関係機関が集まりケース会議を実施。

対 象 者：ナカポツへの相談者、就労移行支援利用者、就労継続支援B型利用者

活 用 シート：従来のシート、就労支援のためのアセスメントシート（JEED）

会議参加機関：就労定着支援、ナカポツ、計画相談支援、基幹相談支援、ハローワーク、職業センター、行政



3. 滋賀県のモデル事業の取組について

①湖北圏域（米原市、長浜市）

○実施後の意見

・個別のケース会議

本人と関係する機関や今後つながる可能性のある機関が参加するため、意見交換を行いやすい。（従来と同じ）

本人が会議に参加することで本人の希望を聞きながら意見交換ができるが、これまで本人と関わりのない機関が参加することで本人が過度に緊張し発言が少なくなった。

3機関以上を集めるための日程調整に時間がかかるなど事業所の負担が大きい。また、関係機関がこれまで以上に多くの会議に参加する必要があるため負担となる。

多機関が各々の視点で意見を言うことで中立性の担保につながるが、事前情報なく関係機関が意見を言うことが難しいため、事前共有する資料、アセスメントシートの書き方を統一させるなどの工夫が必要。

・全体のケース会議

1度の会議で複数のケース会議を実施することが出来るため、日程調整にかかる負担および参加する機関の負担が少ない。

圏域全体の関係機関が集まることで、アセスメント実施事業所の主観にとらわれることなく多機関の意見や視点を入れる事ができる。

会議の開催時期が限られるため、支給決定期間内に会議を設定することが難しく、1度に複数のケースを扱うことで1ケースあたりの検討時間が短くなる。

多機関が各々の視点で意見を言うことで中立性の担保につながるが、事前情報なく関係機関が意見を言うことが難しいため、事前共有する資料、アセスメントシートの書き方を統一させるなどの工夫が必要。

3. 滋賀県のモデル事業の取組について

②湖東圏域（彦根市、多賀町、豊郷町、甲良町、愛荘町）

○湖東圏域について

- ・面積 392.04 km² ・人口 152,959 人
- ・就労系障害福祉サービス事業所数

事業名	就労移行	継続A型	継続B型	就労定着
事業所数	5	4	21	3

○モデル事業所

社会福祉法人ひかり福祉会 働き・暮らしコトー支援センター（ナカポツ）

○実施内容の特徴

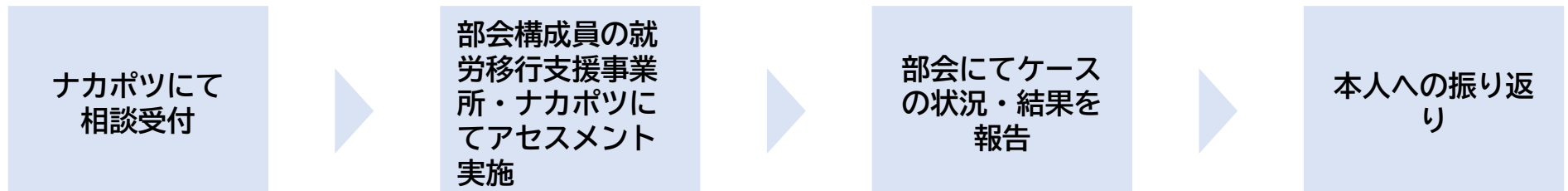
ナカポツへの相談者について、湖東地域障害者自立支援協議会労働部会構成員の就労移行支援事業所・ナカポツがアセスメントを実施。これまで福祉サービスとつながりのない相談者に対して就労アセスメントを行うことでの効果や課題、それらを踏まえた地域連携のあり方等を検証。

3. 滋賀県のモデル事業の取組について

②湖東圏域（彦根市、多賀町、豊郷町、甲良町、愛荘町）

○実施ケースの概要

- ・実施 ケース：8 ケース
※うち6 ケースは、過去に福祉サービスを利用した経験のない方。
- ・対 象 者：ナカポツへ相談のあった知的・精神・発達障害者 等
- ・活 用 シート：従来のシート、職業評価結果
- ・部会構成員 ：就労系障害福祉サービス事業所、計画相談支援、特別支援学校、ハローワーク、行政 など
- ・そ の 他：「作業場面等を活用した状況把握」について、就労移行支援事業所でのアセスメントだけでなく、障害者職業センターでの職業評価や企業での実習を活用した。



3. 滋賀県のモデル事業の取組について

②湖東圏域（彦根市、多賀町、豊郷町、甲良町、愛荘町）

○実施後の意見

・良かった点

- ・「とにかくお金を稼がないと」という思いで企業就職を希望される方に、現在の自分の状態を知っていただく機会になった。
- ・福祉サービスの情報を知らずに困っておられた本人および家族に対して、本人の状況を踏まえた情報提供ができた。
- ・企業就職を希望するナカポツへの相談者の中にも、就労選択支援事業のアセスメントが必要な方がいることを実感した。

・課題となる点

- ・交通費の自己負担、福祉サービス利用における手続の複雑さなどにより本人がサービス利用を敬遠してしまう。
- ・アセスメントを受ける期間の所得が確保できないと本人が安心できず、適切な選択支援につながらない。
- ・短期間で就職したいと考える対象者に、本人の適性や課題・必要な配慮等を整理するアセスメントの目的を理解してもらうことが難しい。（アセスメント結果を共有する前に一人で就職をしたことで、その後の支援につながらなかった。）
- ・福祉サービスにつながっていない方に対して、ハローワーク等においても当該サービスの紹介ができるよう、圏域内の雇用と福祉が連携する必要がある。

3. 滋賀県のモデル事業の取組について

③ 湖南圏域（草津市、守山市、栗東市、野洲市）

○ 湖南圏域について

・面積 256.39 km² ・人口 352,181 人

・就労系障害福祉サービス事業所数

事業名	就労移行	継続A型	継続B型	就労定着
事業所数	12	15	52	6

○ モデル事業所

社会福祉法人あすこみっと 雇用支援センターきらっと（移行・定着）
：同法人で湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく”（ナカポツ）を運営。

○ 実施内容の特徴

様々な生活状況（就労系障害福祉サービス利用者、特別支援学校生徒、ナカポツ登録者、行政への相談者）、**様々な障害種別**（身体、知的、精神、発達障害等）**の方を対象に就労アセスメントを実施**。また、これまでのアセスメントシートとあわせて、一部ケースで「就労支援のためのアセスメントシート（JEED）」を活用するなど、**様々なシートでアセスメントを実施**することで、就労選択支援事業の課題や効果を検証する。

3. 滋賀県のモデル事業の取組について

③ 湖南圏域（草津市、守山市、栗東市、野洲市）

○実施ケースの概要

- ・実施ケース：14ケース
- ・対象者：下記表のとおり。

対象者所属	就労移行支援	就労継続A型	自立訓練	特別支援学校	ナカポツ	新規相談
人数	2	1	1	7	1	2

主たる障害種別	身体	知的	精神障害	発達障害
人数	1	9	1	3

- ・活用シート：従来のシート、従来のシート+JEEDの一部、従来のシート+MWS・MSFAS、JEED
- ・会議参加機関：就労移行支援、就労継続支援A型、ナカポツ、計画相談支援、委託相談支援、自立訓練、特別支援学校、行政、本人、家族（ケースごとに参加機関は異なる）
- ・その他：聴覚障害者に対してタブレット等を使用しての説明の実施や、知的障害者に対して結果シート自体をわかりやすい形で作成するなど、意思疎通に係る工夫を行った。

3. 滋賀県のモデル事業の取組について

③湖南圏域（草津市、守山市、栗東市、野洲市）

○実施後の意見

良かった点

- ・モデル事業として新たな様式等を活用してアセスメントを実施し、従来のアセスメントとの違い等を検証することで、自事業所のアセスメント能力について見直す機会になった。
- ・普段過ごしていない場所でアセスメントを受けることで、本人が客観的に自分を考えることができる機会となった。
- ・企業就職を希望されている相談者に、福祉サービスを含めた選択支援を行うことができた。
- ・ナカポツが1事例アセスメントを実施したが、中立的な立場にいる機関が実施することでより客観的な視点で本人を見ることができた。また、障害福祉サービス事業所などに対して中立的な立場でアセスメント結果を共有することができた。

課題となる点

- ・モデル事業所として実施することでフラットに新たな選択肢を検討する機会になったが、就労移行支援事業所が実施した場合、アセスメントを恣意的に行う余地があることを危惧している。
- ・サービスの質を担保するためには、選択支援事業所のアセスメント能力や地域資源の把握能力が必要となる。一定の研修等を受講することでアセスメントにかかる知識は獲得できるが、地域資源の情報については研修で得られるものでもないと考える。
- ・本人と関わりがない関係機関がケース会議で意見を言うことは難しく、関係機関で会議をしたからといって中立性を担保することは難しいと思われる。
- ・就労選択支援での取組について、各関係機関が前向きに取り組める制度設計が必要。
- ・学生以外へのアセスメントについて、圏域内でB型アセス（B型を利用するためにアセスメントを行う）という認識が一般化しており、今後その認識を変えていく必要がある。（学生については従来から本来の目的の共有に取り組んでいる。）
- ・既存の就労アセスメントが単に事業化されるだけにとどまる可能性を危惧している。福祉サービス利用・企業就職に関わらず、就労を希望する障害者に対してアセスメントが実施できるよう労働分野とともに検討を進める必要がある。